

船舶事故調査報告書

平成30年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年8月30日 05時00分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大島東南東方沖 燧灘沖ノ瀬灯標から真方位164°500m付近 (概位 北緯34°06.1' 東経133°06.4')
事故の概要	漁船菊浅丸は、東北東進中、また、漁船蛭子丸は、漂泊中、両船が衝突した。 蛭子丸は、乗組員2人が負傷し、右舷船首部外板に破口等を生じ、また、菊浅丸は、船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成29年9月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 菊浅丸、6.1トン HS2-3302（漁船登録番号）、個人所有 13.20m (Lr) × 2.75m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成19年6月15日 B 漁船 蛭子丸、1.53トン EH3-43527（漁船登録番号）、個人所有 7.10 (Lr) m × 1.80m × 0.52m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和52年3月26日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月16日 免許証交付日 平成24年8月28日 (平成30年8月24日まで有効) B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月17日 免許証交付日 平成26年2月20日 (平成31年7月22日まで有効)

	甲板員B 女性 74歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人(甲板員B)、軽傷 1人(船長B)
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北流約1.5ノット(kn)(来島海峡) 日出時刻：05時39分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、たちうお引き縄漁の目的で、平成29年8月30日02時30分ごろ法定灯火を表示し、今治市四阪島西方沖の漁場に向けて僚船2隻と共に愛媛県松山市松山港を出港した。</p> <p>A船は、04時00分ごろ来島海峡を通過して南東進した後、四阪島に向ける針路に定め、約12～13knの対地速力として自動操舵により東北東進していた。</p> <p>船長Aは、04時55分ごろ0.75海里レンジに設定したレーダーで、左舷船首約25°～30°約1,200mのところにも1隻の小型船舶(以下「C船」という。)の映像を認めるとともに、C船と同方向約2,000m付近にマスト灯及び右舷灯を表示したB船が南進するのを目視で確認した。</p> <p>船長Aは、C船のレーダー映像との距離が離れており、目視でも前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶がないと思い、後部甲板において漁具の準備を始めた。</p> <p>船長Aは、C船が燧灘沖ノ瀬灯標付近で停船し、北に向首しているのを認め、前部甲板にあるクーラーボックスに氷を取りに行き、ふと船首方を見たところ、周囲に船舶がないことに気付いてB船及びC船が移動したものと思い、後部甲板に戻った。</p> <p>船長Aは、漁具の準備作業を終え、操舵室に戻って舵を取ろうと思ったところ、05時00分ごろ、A船の船首部がB船の右舷船首部に衝突してB船へ乗り上げたことを知った。</p> <p>船長Aは、漁業用無線でA船の僚船2隻のうちの1隻(以下「僚船A」という。)に連絡を取って来援を求めた。</p> <p>A船は、船長Aが、A船のプロペラ軸及びプロペラ翼に巻き付いたB船の刺し網を取り除いた後、自力で航行して今治市今治港に向かった。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、きす刺し網漁を行う目的で、04時10分ごろ法定灯火を表示し、僚船2隻と共に燧灘沖ノ瀬灯標南方沖の漁場に向けて今治市宮窪漁港を出港した。</p>

	<p>B船は、先航して燧灘沖ノ瀬灯標南方沖で停船していたC船付近を通過して数10m南進した後、04時57～58分ごろ同灯標南方400～500m付近に到着し、主機を中立運転にして今治市比岐島に船首を向けて西への潮流に流されながら漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、操舵室上方に取り付けた傘付きの照明灯並びに前部及び後部甲板を照らす裸電球を点け、甲板員Bと共に前部甲板に移動した。</p> <p>B船は、船長Bが下を向いた状態で前部甲板上の船尾側の床に座り込み、甲板員Bが操舵室の壁にもたれながら、それぞれ刺し網漁の準備作業をしていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で、前部甲板上に倒れ込んだ。</p> <p>甲板員Bは、衝突の衝撃で、B船の前部甲板左舷側に飛ばされて落水した。</p> <p>甲板員Bは、船長A及び船長BによってA船に引き上げられた後、携帯電話で親族B₁及び親族B₂に連絡した。</p> <p>親族B₁は、海上保安庁及び消防署に本事故発生の通報と救助の要請を行った。</p> <p>甲板員Bは、来援した僚船Aに船長Bと共に移乗し、今治港に移送され、救急車で病院に搬送されて応急処置を受けた後、別の病院に転送され、約6か月間の入院加療を要する多発骨盤骨折、腰椎横突起骨折、両側第7肋骨骨折、肝損傷、腸間膜動脈損傷及び外傷性腹腔内出血等と診断された。</p> <p>船長Bは、病院で診察を受け、約2週間の通院加療を要する頸椎捻挫、腰椎捻挫及び右大腿打撲傷、右肩打撲傷と診断された。</p> <p>B船は、親族B₂が所有する船で今治市友浦漁港にえい航された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだん、夜間の見張りでは、遠距離の漁船の灯火を認めにくいので、目視よりもレーダーを頼りにしていた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、本事故発生場所付近海域でB船と同じ刺し網漁を行っている2隻の僚船以外にも数隻の漁船が操業をしており、操業場所が重ならないよう刺し網を流す場所を確認していたが、航行する船舶が漂泊船を避けてくれるものと思い、刺し網漁の準備作業を行っていて周囲を見ていなかった。</p> <p>船長A、船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大島東南東方沖を東北東進中、船長Aが、レーダーで左舷船首方にC船の映像を認めたものの、前路に航行の支障となる他船が</p>

	<p>いないものと思い、後部甲板において漁具の準備作業を行っていて船首方の見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島東南東方沖で漂泊中、船長Bが、航行する船舶が漂泊船を避けてくれるものと思い、甲板員Bと共に刺し網漁の準備作業を行っていて周囲の見張りを行っていなかったことから、B船に向かって航行するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、大島東南東方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、後部甲板において漁具の準備作業を行っていて船首方の見張りを行っておらず、また、船長Bが、甲板員Bと共に刺し網漁の準備作業を行っていて周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中、常時適切な見張りを行うとともにレーダーで他船を初認した後、目視及びレーダーにより動静を引き続き監視すること。 ・ 船長は、操業準備作業を行いながら漂泊する場合においても、周囲の見張りを行うこと。 ・ 操業中は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

